

入 札 説 明 書
(最低価格落札方式)

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 仕様説明会
5. 入札参加申込手続き
6. 入札書の提出場所等
7. 入札書の提出方法
8. 入札の無効
9. 入札の延期等
10. 代理人による入札
11. 開札の日時及び場所
12. 開札
13. その他

別紙－ 1	入札書様式
様式－ 1	紙入札方式参加願様式
様式－ 2	I C カード確認書様式（電子入札参加申込み用）
様式－ 3	I C カード変更承諾申請書様式
様式－ 4	入札辞退届様式
様式－ 5	期間委任状
様式－ 6	都度委任状

第三管区海上保安本部

第三管区海上保安本部の調達契約に係る入札公告(令和6年3月18日付)契国第21、22号、契国船第1号に基づく契約については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)に基づく政令などに定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第三管区海上保安本部長 羽山 登志哉

2. 調達内容

(1) 契約件名

- ①船舶用工材部品(操作スタンド)2台買入
- ②高速警備救難艇(7メートル複合型(中折式ブーム型用))2隻買入
- ③船舶用部品(FVノズル等)買入(単価契約)

(2) 調達案件

仕様書のとおり

(3) 契約内容

詳細は、仕様書による。

(4) 納入期限

- ①②令和7年3月14日
- ③令和7年3月28日

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、紙入札参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、一切の諸経費を含め契約金額(単価契約の場合は、予定総額)を

見積もるものとする。

- ② 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（7）入札保証金及び契約保証金 免 除

3. 競争参加資格

（1）次の者は、競争に参加することができない。

- ① 予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。
 - 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - （イ） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者。
 - （ロ） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - （ハ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - （ニ） 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - （ホ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - （ヘ） 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（2）令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のA、B、C、D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

また、

- ① 競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり、

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

第三管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係

TEL 045-211-1118 内線2225

② 仕様等に関する問い合わせ先は、次のとおり

第三管区海上保安部 船舶技術部 管理課

TEL 045-211-1118 内線2314

4. 仕様説明会

仕様説明会は実施しない。

5. 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

入札参加希望者は、3.(2)に記載する資格を有することを証明する書類(資格審査決定通知書(写))、ICカード確認書(電子調達用)又は紙入札方式参加願(紙入札用)及び海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査の合格通知書(写)を証明書等提出期限までに提出すること。

(2) 電子調達システムによる証明書等の提出方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10 形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000 形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000 形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDF ファイル画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式)

上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。
(自己解凍方式は不可。)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える(3MBを超えるファイル容量)場合は、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)により必要な書類一式を送付するものとし、電子調達システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は電子調達システムにより、証明書等として下記の内容を記載した書面を送信すること。

① 郵送等する旨の表示

- ② 郵送等する書類の目録
- ③ 郵送等する書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送等の締切は（必着。以下同じ。）電子調達システムの締切の日時と同一とする。また、郵送等にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。

なお、郵送等された資料を受領し、審査が完了した際は、電子調達システム上で証明書等審査結果通知書の発行を行う。

（５）証明書等の提出期限及び提出場所

令和６年４月１６日 １７時００分

提出場所は、第三管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

６．入札書の提出場所等

- （１）電子入札による入札参加者は、電子調達システムの入札書受付締切日時までに入札書を提出すること。ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により持参し、提出期限までに下記（２）に示す場所へ提出すること。

- （２）入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒２３１－８８１８ 神奈川県横浜市中区北仲通５－５７

第三管区海上保安本部 経理補給部経理課入札審査係

TEL ０４５－２１１－１１１８ 内線２２２５

- （３）入札説明書及び仕様書の交付期間(交付場所は、上記３．（２）①に同じ。)

令和６年３月１８日から令和６年４月１６日まで

- （４）入札書の提出期限及び提出場所

令和６年５月８日 １７時００分

提出場所は、第三管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

７．入札書の提出方法

- （１）電子調達システムによる場合

① 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

② 入札書の記載事項

（イ）契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

（ロ）入札者は、特に指示ある場合を除き、総価（税抜き）にて入札に付す。

（ハ）入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

③ 入札書の提出

(イ) 入札書は、電子調達システムにより、当該入札書受領期限までに到達するよう提出しなければならない。

(ロ) 電子入札に利用することができるＩＣカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けている者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限る。

なお、受任者による電子入札の利用は、以下の基準により都度委任又は期間委任が電子調達システムで設定された場合に限り認めるものとする。

④ 委任状について

(イ) 設定の方法

各府省毎に電子調達システムで設定を行うものとする。

(ロ) 設定時期

委任の設定は、参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに設定するものとする。入札手続途中における提出は認めない。

(ハ) 委任の内容

a 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていないなければならない。

b 復代理人

復代理人は認めない。

c 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のＩＣカードについて、速やかに、期間委任状を提出した全ての府省に期間委任状の再設定を行うものとする。

d 個別案件の設定

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件の設定を行うものとする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書の様式は、別紙－１による。

② 入札書の記載事項

(イ) 入札書の品（件）名欄には、定められた件名を記載するものとする。

(ロ) 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価（税抜き）で入札に付す。

(ハ) 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

③ 紙による入札書等の提出

(イ) 入札書は、当該入札書受領期限までに提出場所において直接提出しなければならない。

(ロ) 入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和〇年〇月〇日開札〔契約件名〕の入札書在中」朱書

しなければならない。

なお、代理人による入札は、年間委任状が下記⑥の基準により提出された場合に限り認めるものとする。

④ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官などあて郵送（書留郵便または民間事業者による新書の伝達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第 2 条第 3 項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、当該入札等日時又は入札公告又は公示した期限までに到達するように提出しなければならない。

⑤ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

⑥ 委任状について

（イ）提出の相手方

発注者（支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長）あて提出するものとする。

（ロ）提出時期

参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに提出するものとする。

入札手続途中における提出は認めない。

（ハ）委任の内容

a 権限

上記、電子入札による場合と同様。

b 復代理人

復代理人は認めない。

c 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

委任期間内に代表者又は代理人の変更があった場合には変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した全ての発注期間に書面により届け出るものとする。

d 個別案件名の記載

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件名の記載を行うものとする。

（ニ）提出方法

委任状は、記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

8. 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状が提出されていない代理人のした入札。
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札。
- (3) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。
- (4) 金額を訂正した入札。
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札。
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (8) 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札。
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札。
- (10) 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第三管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。
- (11) 2回目以降の入札書の提出において、1回目の最低入札価格を上回る価格が記載された入札書は無効とする。
- (12) 電子入札参加者は、I Cカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には、当該電子調達参加者の入札は無効とする。

9. 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

10. 代理人による入札

入札者又はその代理人は、本件調達に係わる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11. 開札の日時及び場所

- ① 令和6年5月9日 14時00分
- ② 令和6年5月10日 14時00分
- ③ 令和6年5月13日 14時00分

開札場所は、第三管区海上保安本部入札室

12. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

ただし、郵便による入札を行ったものがある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

13. その他

- (1) 契約手続きに使用される言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、入札説明書で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の競争参加資格及び仕様の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

- (イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

- (ロ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参

加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(ハ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合、その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。

電子くじを行うには、入札者が任意で設定した 0 0 0 ～ 9 9 9 の数字が必要になるので、電子入札事業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は「紙入札方式参加願（様式 1）」に記載するものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から 7 日以内に、その旨を落札者とされなかった入札者に対して適宜の方法において通知する。

(4) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

① 天災

② 広域・地域的停電

③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④ その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(5) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

詳細は別途契約書（案）に定める。

- (8) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(9) 異議の申立

入札者は、入札後、入札説明書、調達物品内訳書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 本契約は、令和6年度予算成立を条件とする。

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「第三管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。